

小金井市パートナーシップ宣誓の取扱いに関する要綱（案）

（趣旨）

第1条 この要綱は、多様な性を認め合い、人が人として尊重され、誰もが自分らしく生きることができる地域社会の実現を目指し、パートナーシップの宣誓の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) パートナーシップ 互いを人生のパートナーとし、相互の協力により、継続的な共同生活を行い、又は継続して共同生活を行うことを約した、一方又は双方が性的少数者（典型的とされていない性自認又は性的指向を持つ者をいう。）である2人の者の関係をいう。
- (2) 宣誓 市長に対し、パートナーシップにある者の双方がパートナーであることを誓うことをいう。

（対象者）

第3条 宣誓をすることができる者は、次に掲げる全ての要件を満たしている者とする。

- (1) パートナーシップにあること。
- (2) 宣誓日当日において成人であること。
- (3) 双方が小金井市内（以下「市内」という。）に住所を有し、又は有することを予定していること。
- (4) 双方に配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻と同様の関係にある者で同居している者を含む。）がいないこと。
- (5) 双方が宣誓をしようとする相手の他にパートナーシップにある者がいないこと。
- (6) 直系血族又は三親等内の傍系血族もしくは直系姻族の関係でないこと。

（宣誓の方法）

第4条 宣誓をしようとする者は、パートナーシップ宣誓書（様式第1号。以下「宣誓書」という。）及びパートナーシップの宣誓に関する確認書（様式第2号。以下「確認書」という。）に必要事項を自ら記入の上、次に掲げる書類（第1号及び第2号の書類は、宣誓する日の3か月以内に発行されたものとする。）を添え、市長に宣誓をして提出しなければならない。ただし、自ら記入することができないときは、職員

及び当該者の双方の立会いの下で必要事項を記入することとする。

- (1) 住民票記載事項証明書
- (2) 戸籍抄本もしくは戸籍証明書又は独身証明書
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項各号に掲げる書類は、宣誓をしようとする者の一方又は双方が外国籍を有する等の理由によりこれを提出できない特別の事情があると認められるときは、市長が適当と認める書類をもってこれに代えることができる。

(本人確認)

第5条 市長は、前条第1項の規定により宣誓をしようとする者が本人であることを確認するため、次の各号に掲げるいずれかの書類の提示を求めるものとする。

- (1) 個人番号カード
- (2) 旅券
- (3) 運転免許証
- (4) 前3号に掲げるもののほか、官公署が発行した免許証、許可証、資格証明書等であって、宣誓をしようとする者本人の顔写真が貼付されたもの
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当と認める書類

(宣誓書受領証等の交付)

第6条 市長は、第4条第1項に規定する方法により宣誓がされた場合において、第3条各号に掲げる全ての要件を満たしていると認めるときは、当該宣誓をした者の双方に対し、パートナーシップ宣誓書及びパートナーシップの宣誓に関する確認書受領証(様式第3号)及びパートナーシップ宣誓書受領カード(様式第4号)(以下「宣誓書受領証等」という。)を宣誓書及び確認書の写しとともに交付する。ただし、宣誓をした者の双方が宣誓日において市外に住所を有し、第3条第3号に規定する市内に住所を有することを予定している者であるときは、パートナーシップ宣誓書及びパートナーシップの宣誓に関する確認書受領証(転入予定者)(様式第5号)を宣誓書及び確認書の写しとともに交付し、市内に住所を有することを確認した後に、改めて宣誓書受領証等を交付する。

(宣誓受領証等の再交付)

第7条 前条の規定により宣誓書受領証等の交付を受けた者(以下「宣誓者」という。)は、当該宣誓書受領証等について、紛失、毀損、汚損等の事由が生じたときは、市長に対し、パートナーシップ宣誓書受領証等再交付申請書(様式第6号。以下「再交付申請書」という。)を提出してその再交付を申請することができる。

2 市長は、前項の規定により再交付申請書の提出を受けたときは、宣誓書受領証等を再交付するものとする。

(宣誓書受領証等の返還)

第8条 宣誓者は、次の各号のいずれかに該当するときは、パートナーシップ宣誓書受領証等返還届（様式第7号）を市長に提出するとともに、宣誓書受領証等を返還しなければならない。

- (1) 宣誓者の意思によりパートナーシップが解消されたとき。
- (2) 宣誓者の一方又は双方が市外に転出したとき。
- (3) 宣誓者の一方が死亡したとき。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が宣誓書受領証等の返還が必要と認めるとき。

(通称の使用)

第9条 宣誓をしようとする者又は宣誓者は、宣誓書受領証等において、通称（氏名以外の呼称であって、社会生活上通用しているものをいう。）と氏名との併記を希望するときは、宣誓書及び確認書又は再交付申請書に、氏名及び通称を記入するものとする。

2 市長は、前項の規定により、宣誓をしようとする者又は宣誓者が宣誓書及び確認書又は再交付申請書に、氏名及び通称を記入したときは、宣誓書受領証等に氏名及び通称を併記するものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和2年10月 日から施行する。

様式・・・省略